

仕 様 書

1 業務名

下水道河川局庁舎産業廃棄物収集運搬処分業務

2 排出場所

札幌市下水道河川局庁舎（札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号）

3 履行期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

4 業務内容

「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等の規定に基づき、下水道河川局庁舎から排出する汚泥の収集、運搬及び処分を行う。

(1) 廃棄物の種類 汚泥

(2) 排出予定数量 第1期（6月）：1m³

第2期（10月下旬～11月中旬）：3m³

(3) 作業内容

次表の設備の清掃時に排出する汚泥を汚泥吸引車等により収集及び運搬し、受注者の施設において（中間）処分を行う。

なお、清掃作業は別途契約のため、本業務には含まない。

設備名称	数量	規格	第1期の収集	第2期の収集	年間収集回数
雑排水槽	1基	6 m ³	○	○	2回
雨水槽	1基	6 m ³	○	○	2回
駐車場排水槽	1基	6 m ³	○	○	2回
湧水槽	1基	6 m ³	○	○	2回
集水柵	6基	0.36 m ³	○	○	2回
融雪槽	1基	46.25 m ³	—	○	1回

※ 各設備の場所は別紙位置図のとおり

5 作業日時

収集作業は、第1期（6月）と第2期（10月下旬～11月中旬）において、それぞれ発注者が指定する日に行う。なお、汚泥の収集は、別途契約している下水道河川局庁舎の排水槽等の清掃（土曜日、日曜日又は祝日に実施）に合わせて行う必要があるため、具体的な作業日時については、発注者、当該清掃業務の受注者及び本業務の受注者の3者で協議のうえ決定する。

6 提出書類

- (1) 隨時
 - ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- (2) 業務完了時
 - ・完了届

7 契約金額の支払い

- (1) 契約金額の支払いは、収集運搬については一式契約、処分については汚泥 1 m³あたりの単価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には出来高（実績量）に応じた請求をすることができる。
- (2) 請求額は、一式契約分のほか、第1期及び第2期の実績量を合算した数量に契約単価を乗じ、1円未満の端数を切捨てた額に、消費税相当額（10%相当額、円未満切捨て）を加算した額とする。

8 再委託等の禁止

受注者は、この業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に再委託してはならない。

9 留意事項

- (1) 業務の実施に必要な道具、器具及び消耗品類は受注者の負担とする。
- (2) 業務の実施にあたって、受注者の不注意により生じた故障、破損、事故等は、受注者の責任において処理すること。
- (3) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議するものとする。

10 担当

札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号

札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課庶務係 Tel818-3452